

弁護士 浩平 山本 (やまもと・こうへい)

〈出身大学〉 東京大学法学部 慶應義塾大学法科大学院

(経歴)

2011年12月 金融庁 2014年7月 財務省 2016年12月 最高裁判所司法研修所修了 (69期)

第一東京弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律 事務所入所(東京事務所) 2019年10月 一般社団法人日本STO協会 リーガルアドバイザー

〈取扱業務〉 金融法務、ファイナンス、 一般企業法務、訴訟·紛争解決

# STO(セキュリティー・トークン・オファリング)に係る 金融商品取引法政府令案等について

#### 山本浩平 弁護士

### 1 はじめに

昨今、企業等がトークン(株式や社債、集団投 資スキーム持分等をブロックチェーン等の分散 台帳技術を用いて電子的に記録したもの)を発 行して投資家から資金調達を行う、いわゆる STO(セキュリティー・トークン・オファリング)が世 界的に注目を集めています。

この点、我が国においても、令和元年5月31日 に、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多 様化に対応するための資金決済に関する法律 等の一部を改正する法律」(令和元年法律第 28号)が成立し、この中で金融商品取引法が改 正(以下「改正金商法」といいます。)され、STO に関する新たな規制として「電子記録移転権 利 |という概念が定められ、これを第一項有価 証券とし、企業内容等の開示制度の対象とする とともに、電子記録移転権利の売買等を業とし て行うことを第一種金融商品取引業に係る規 制の対象とすることとされました。

改正金商法において、STOに関する規制内 容の詳細については政府令に委任されていた ところ、令和2年1月14日に、改正金商法に係る 政府令、告示、監督指針、ガイドライン等の案(以 下「改正政府令案等」といいます。)が公表され、 パブリックコメント手続きに付されました。

本稿では、紙幅の制約上、STO規制に係る 改正政府令案等の内容のうち、①「電子記録 移転権利 |該当性及び②「電子記録移転有価 証券表示権利等 | に係る分別管理について解 説いたします。

## 2 「電子記録移転権利」該当性

改正金商法は、「電子記録移転権利」につい て、金商法2条2項各号に掲げる権利のうち「電 子情報処理組織を用いて移転することができる 財産的価値(電子機器その他の物に電子的方 法により記録されるものに限る。)に表示される」 ものをいうと定義し、ただし「流通性その他の事 情を勘案して内閣府令で定める」ものは除かれ るとしました。

ここで「流通性その他の事情を勘案して内閣 府令で定める」場合とは、以下の要件の全てに 該当する場合とされています(改正金融商品取 引法第二条に規定する定義に関する内閣府 令案9条の2)。

- ●当該財産的価値を次のいずれかに該当する 者以外の者に移転することができないように する技術的措置がとられていること
- ① 適格機関投資家
- ② 国、地方公共団体、金融商品取引業者等、 ファンド資産運用等業者及びその密接関係者、 上場会社、資本金又は純資産額が5000万円 以上の法人・外国法人等
- 金融商品取引業者等、上場会社、資本金 又は純資産額が5000万円以上の法人の子会 社等又は関連会社等
- ④ 投資性金融資産及び暗号資産の保有残 高が取引の状況その他の事情から判断して 次のように見込まれる者
  - ア 企業年金基金:100億円以上
  - イ 法人:1億円以上
  - ウ 個人:1億円以上+有価証券取引口座 開設1年以上経過
- ⑤ その他
- ●当該財産的価値の移転は、その都度、当該権 利を有する者からの申出及び当該権利の発 行者の承諾がなければ、することができないよ うにする技術的措置がとられていること

加えて、「電子記録移転権利」該当性につい ては、「金融商品取引法等に関する留意事項 について(金融商品取引法等ガイドライン)案」 において、以下のような解釈指針が示されてい ます。

### (電子記録移転権利に該当する場合)

金商法第2条第3項に規定する電子記録 移転権利は、電子的な方法によって事実上多 くの投資者間で流通する可能性が生じること から、同項に規定する第一項有価証券とされ ている。電子記録移転権利に該当するか否か は、このような趣旨も踏まえ、個別具体的に判 断する必要があるが、契約上又は実態上、発 行者等が管理する権利者や権利数を電子的 に記録した帳簿(当該帳簿と連動した帳簿を 含む。以下2-2-2において「電子帳簿」とい う。)の書換え(財産的価値の移転)と権利の

### STO(セキュリティー・トークン・オファリング)に係る 金融商品取引法政府令案等について

移転が一連として行われる場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当することに留意する。例えば、あるアドレスから他のアドレスに移転されたトークン数量が記録されているブロックチェーンを利用する場合には、この記録されたトークン数量が財産的価値に該当する。ただし、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合であっても、その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には、基本的に、電子記録移転権利に該当しないことに留意する。

上記のとおり、「電子記録移転権利」該当性は、「契約上又は実態上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合」といえるか否かがメルクマールとなるところ、仮に契約上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われることが担保されていない場合であっても、実態上これらが一連として行われる場合、具体的には、システム上、電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が表裏一体のものとしてプログラムされている場合には、当該電子帳簿は、基本的に「電子記録移転権利」に該当すると考えられます。

また、上記「ただし書き」については、既存の第二種金融商品取引業者等において、電子帳簿を作成し、当該電子帳簿の書換え(財産的価値の移転)と権利の移転が一連として行われる場合であっても、「その電子帳簿が発行者等の内部で事務的に作成されているものにすぎず、取引の当事者又は媒介者が当該電子帳簿を参照することができないなど売主の権利保有状況を知り得る状態にない場合には」、要するに当該電子帳簿がもっぱら自社の管理用に作成されたものである場合には、当該電子帳簿は、基本的に「電子記録移転権利」に該当しないことを、確認的に規定したものと考えられます。

なお、金融商品取引業等に関する内閣府令案6条の3は、「電子記録移転有価証券表示権利等」という用語を定義しており、これには「電子記録移転権利」のほか、「有価証券表示権利」(金商法2条2項柱書)又は「特定電子記録債権」(金商法2条2項柱書)のうち「電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される」ものも含まれます。

### 3 「電子記録移転有価証券表示権利等」に係る分別管理

金融商品取引業者等が顧客から「電子記録移転有価証

券表示権利等」の預託を受ける場合において、「金融商品取引業等に関する内閣府令案」136条1項5号は、金融商品取引業者等は、原則として、「顧客有価証券である電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な情報を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法」で分別管理しなければならない旨定め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案」は上記「常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体(文書その他の物を含む。)に記録して管理する方法」について以下のとおり定めています。

#### Ⅳ-3-5-6 分別管理に係る留意事項

### (前略)

- (1)金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等を自己で管理する場合
- ① 一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は、「常時インターネットに接続していない電子機器等」(金商業等府令第136条第1項第5号ロ)に該当しない。
- ②「同等の技術的安全管理措置」(金商業等府令第136条第1項第5号ロ)といえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な秘密鍵その他の情報(以下「秘密鍵等」という。)が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。

### (後略)

この点、そもそも、金融商品取引業者等が顧客から「電子記録移転有価証券表示権利等」の預託を受ける場合とは具体的にどのような場合をいうのか、「同等の技術的安全管理措置」とは上記②における例示以外に具体的にどのようなシステム上の手当てをいうのかについて、改正政府令案等では明確にされていないことから、今後公表されるパブリックコメントに対する回答等を注視する必要があります。